

平成24年度第3回学校給食北部センター運営委員会会議次第

日 時 平成25年3月27日
午後4時
場 所 北部センター会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会 議 事 項

1) 平成24年度北部センター給食会計決算について

2) 平成25年度事業計画について

3) 平成25年度食材納入業者の指定について

4) その他

4. 閉 会

平成25年度学校給食北部センター事業計画

1 学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 献立方針

- ① 文部科学省より示されている学校給食の摂取基準と標準食品構成に準拠する。
 - ・ 基本は、小中学校同一献立とする。
(ただし、栄養面での調整が必要な場合はこの限りではない)
 - ・ 分量は小学校中学年を基準量とし、低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に調整する。
- ② 平成25年度献立年間計画により献立を作成する。
 - ・ 地場産物の活用
 - ・ 郷土食や行事食、旬の食材を使用した季節感のある献立の工夫
 - ・ 各学校の希望献立の実施
- ③ 食材は、原材料や生産地等が明らかなものを使用する。
- ④ アレルギー対応食の提供
「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要領」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び医師の診断によるアレルギー対応食指示書の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食の提供を行う。

3 学校別給食数と配送時間

学校名	給食数	配送到着時間	給食開始時間	給食日数
岩村田小学校	1, 129	11:30 11:40	12:35	205
平根小学校	227	11:40	12:35	202
中佐都小学校	354	11:55	12:30	200
高瀬小学校	226	12:10	12:20	205
東小学校	393	12:15	12:30	200
浅間中学校	772	12:18	12:40	201
東中学校	302	12:08	12:40	201

配送車 4台

給食センターの稼働日数 213日

4 給食費

1食あたり 小学生 260円 中学生 300円

5 職員構成

課長 1人 (兼務)

課長補佐 1人 (兼務)

係長 1人

栄養士 3人 (県職員2人、市職員1人 (アレルギー担当))

調理員 19人 (正規職員5人、嘱託職員12人、臨時職員2人)

6 年間計画

年間計画 (学校、家庭との連携を密に事業を行う。)

- ・ 運営委員会 年3回開催 5月、11月、3月
- ・ 献立委員会、年2回開催 6月、3月
- ・ 連絡ノートの交換 (毎日)
- ・ 献立表、給食便りの配布 (毎月・家庭配布)
- ・ 献立カレンダーの配布 (毎月・各クラス配布)
- ・ 希望献立 (各校年1回)
- ・ 栄養士、係長、調理員による学校訪問 (各クラス)
- ・ 給食連絡簿 (かけはし) の交換 (各クラス)
- ・ 試食会 (センター又は学校にて実施)
- ・ センター見学 (児童・生徒・PTA)
- ・ 給食週間時の栄養士の話 (依頼により実施)
- ・ 食に関する授業 (依頼により実施)
- ・ 学校保健委員会、PTA研修等での食の話 (依頼により実施)

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（平成25年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

1. この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 2. 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 3. 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 260円
 - (2) 中学生 300円
 - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
 4. 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 5. 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
 6. 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
 7. 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 8. 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
 9. 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 10. 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 11. 給食費は、10.で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 12. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 13. 平成25年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額50円（消費税込）とする。
 14. アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表（平成25年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	50円	24円	42円	40円
中 学 校	50円	32円	46円	46円

平成25年度佐久市学校給食北部センター給食用物資納入業者指定 (案)

No.	業 者 名	代 表 者 名	住 所
1	農事組合法人ふるさと信州		
2	(有)土屋酒販店		
3	佐久浅間農業協同組合 組織購買センター		
4	(有) ヤマジン		
5	(株)ナガキュウ 小諸営業所		
6	(株)東信ライプリー		
7	(株)ナガレイ		
8	(有)浅間ハム		
9	(有)光食品		
10	協同食品(株) 長野工場		
11	財団法人長野県学校給食会		
12	(有)小松屋商店		
13	(有)フレッシュフードサービス		
14	細萱商店		
15	佐久森林組合		
16	(資)和泉屋商店		
17	北信ヤクルト販売(株)		
18	(株)えのきボーヤ		
19	長野県農協直販(株)		
20	(有) マルヨ		
21	(有) 斉藤幸太郎商店		
22	(資) 井出養鱒場		
23	つるや豆腐店合同会社		
24	(有) 北山商店		
25	(株) ヒラサワ		
26	(有) アグリケイテック		
27	ムロガ商事株式会社		
28	(有) 米耕農		
29	(有) 井出食品		